

返金規定

選考料はお支払い後はいずれの場合も返金致しません。

銀行手数料は受け取り側の負担になります。

・在留資格認定証明書交付後から来日前までにキャンセルする場合

1)在外公館で留学ビザ申請を行う前の場合

- 返金費用: 入学金、授業料、教材費、留学生保険料

- 返金条件: キャンセル理由を記載した事情説明書をご提出いただき次第、在留資格認定証明書の無効化の手続きを進め、完了後に返金を開始いたします。

- 返金不可費用: 選考料

2)在外公館で留学ビザ申請を行った後の場合

- 返金費用: 授業料、教材費、留学生保険料

- 返金条件: 留学ビザ発給後は、留学ビザが無効になったことを証明できる資料を提出してください。もし留学ビザの発給が不許可だった場合は、不許可を証明する資料を提出してください。

・来日後、授業開始前にキャンセルする場合

- 返金費用: 授業料、教材費、留学生保険料***

- 返金条件: 帰国又は在留資格の変更を証明する資料を提出してください。

- 返金不可費用: 選考料、入学金

・来日後、授業開始後に退学する場合

1) 入学6ヶ月以内に退学する場合

- 返金費用: 後期6ヶ月分の授業料と留学生保険***

- 返金条件: 「学習終了届」を記入して、学校に提出してください。また、無効になった在留カードまたは新しい在留資格で発行された在留カードを提示してください。

- 返金不可費用: 選考料、入学金、教材費

2) 入学6ヶ月経過後に退学する場合

- 返金費用: 未開始学期分の授業料、留学生保険料***

- 返金条件: 学期開始前に書面で学校へ退学する意思を伝えてください。また、無効になった在留カードまたは新しい在留資格で発行された在留カードを提示してください。

- 返金不可費用: 選考料、入学金、教材費、既に受講した学期分の授業料

*** 留学生保険の解約は毎月25日以前に申請してください。当校は次月分からの保険を解約し、次月分以降の保険料を返金します。

・その他

下記の場合は免責とし、学納金は返金致しません。

自然災害(例:地震、台風等)、感染症の拡大、人的災害(例:戦争等)による休校。

強制送還や除籍処分となった時。

来日が遅れた場合。